

地域型保育事業の認可について

令和3年度 第2回御殿場市子ども・子育て会議

地域型保育事業とは

<地域型保育事業の概要>

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、下記の保育事業(地域型保育事業)を市町村による認可事業として児童福祉法※に位置付け、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

※児童福祉法上、「地域型保育事業」は「家庭的保育事業等」という名称により位置付けられております。



地域型保育事業の認可基準

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模 保育事業	A型 保育所の配置基準＋1名	保育士*1	0・1歳児： 1人当たり3.3㎡ 2歳児： 1人当たり1.98㎡	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型 保育所の配置基準＋1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型 0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)	家庭的保育者*2	0～2歳児： 1人当たり3.3㎡	
家庭的 保育事業	0～2歳児 3：1 (家庭的保育補助者を置く場合、5：2)	家庭的保育者*2 (＋家庭的保育補助者)	0～2歳児： 1人当たり3.3㎡	
事業所内 保育事業	定員20名以上…保育所の基準と同様 定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型 保育事業	0～2歳児 1：1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

<参考>

保育所	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1	保育士*1	0・1歳児 乳児室：1人当たり1.65㎡ ほふく室：1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等：1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	---	--

*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者となります。

*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

地域型保育事業の認可等の法的な位置付け①

平成27年2月10日に公布された改正児童福祉法において、家庭的保育事業等が市町村認可事業として位置付けられました。【施行日:平成27年4月1日】

<児童福祉法（抜粋）>

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があったときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

（1）～（4） 【略】

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 【略】

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 【略】

3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

地域型保育事業の認可等の法的な位置付け②

<施設の設置認可について>

○改正児童福祉法においては、法律上、次の場合は認可をするものとしてされています。

①条例等に定める設備及び運営に関する基準に適合している場合

②申請者が法に定める欠格条項(法令違反で刑罰を受ける等)に該当しない場合

○ただし、「申請区域における利用定員総数が、市の子ども・子育て支援事業計画における必要利用定員総数に既に達している場合、又は、当該申請によってこれを超えることになる」と認めるとき等は認可をしないことができます。

→つまり、法律上、①及び②に適合する場合は認可することとなりますが、設置予定の地域が、子ども・子育て支援事業計画上、供給>需要となっている地域にある場合は認可しないこともできます。

<児童福祉法（抜粋・加工）>

第34条の15

5 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。

ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所の利用定員の総数が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになる」と認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。

子ども・子育て支援事業計画上の需給状況

<3号認定における計画上の需給バランスについて>

令和2年度から適用されている御殿場市子ども・子育て支援事業計画では、地区ごとに、教育・保育施設の5か年分の需給計画を立てています。

【計画策定時】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	市全体	6	20	25	36	38
	御殿場	▲ 14	▲ 12	▲ 10	▲ 9	▲ 8
	富士岡	16	26	27	30	31
	原里	▲ 2	▲ 1	0	0	1
	玉穂	▲ 5	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 4
	印野	4	4	4	5	4
	高根	7	7	8	14	14
1・2歳児	市全体	40	48	44	87	98
	御殿場	▲ 48	▲ 44	▲ 46	▲ 40	▲ 35
	富士岡	62	63	62	71	72
	原里	▲ 5	▲ 3	▲ 5	▲ 2	1
	玉穂	▲ 12	▲ 11	▲ 11	▲ 10	▲ 9
	印野	19	19	19	19	19
	高根	24	24	25	49	50

オレンジ色の部分が、需要に対して供給が不足している部分です(R4年度以降)。御殿場、原里、玉穂地区で供給不足があります。

子ども・子育て支援事業計画上の需給状況

<3号認定における計画上の需給バランスについて>

御殿場市子ども・子育て支援事業計画策定時には想定されていなかった定員の変更や新規施設の状況を反映すると次の表の通りになります。

【計画策定後の変化を反映(前回会議までの状況)】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	市全体	6	18	38	46	48
	御殿場	▲ 14	▲ 14	0	1	2
	富士岡	16	26	30	30	31
	原里	▲ 2	▲ 1	0	0	1
	玉穂	▲ 5	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 4
	印野	4	4	4	5	4
	高根	7	7	8	14	14
1・2歳児	市全体	40	46	92	129	140
	御殿場	▲ 48	▲ 46	▲ 4	2	7
	富士岡	62	63	68	71	72
	原里	▲ 5	▲ 3	▲ 5	▲ 2	1
	玉穂	▲ 12	▲ 11	▲ 11	▲ 10	▲ 9
	印野	19	19	19	19	19
	高根	24	24	25	49	50

子ども・子育て支援事業計画上の需給状況

<御殿場地区の状況について>

今回の申請にかかる御殿場地区の状況だけを抜き出すと以下ようになります。

【計画策定時】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	▲ 14	▲ 12	▲ 10	▲ 9	▲ 8
1・2歳児	▲ 48	▲ 44	▲ 46	▲ 40	▲ 35

令和4年度以降、0歳児、1・2歳児ともに供給が不足しています。



【計画策定後の変化を反映(前回会議までの状況)】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	▲ 14	▲ 14	0	1	2
1・2歳児	▲ 48	▲ 46	▲ 4	2	7

前回会議で諮った小規模保育事業2園や認定こども園1園が新設されることなどから、令和4年度の1・2歳児以外は供給が足りる状況になりました。



【今回の認可申請を反映】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	▲ 14	▲ 14	3	4	5
1・2歳児	▲ 48	▲ 46	12	18	23

今回の小規模保育事業1園の申請により、令和4年度以降の供給不足が全て解消されました。

計画と実績の比較

<御殿場地区の状況について>

前のページの通り、子ども・子育て支援事業計画上は、今回の申請を認可することによって御殿場地区での供給不足が解消されます。

しかしながら、4ページにある通り、「申請区域における利用定員総数が、子ども・子育て支援事業計画における必要利用定員総数に、当該申請によってこれを超えることになるときは認可をしないことができる」とされており、今回の申請はその状況に該当することから、市としては今回の申請を認可しないこともできます。

そこで、現在の保育所等の入所受付状況等から、今回の申請施設を認可すべきか、すべきでないか判断する必要があります。

以下の表は12月1日の選考終了時点の入所待ち児童の状況です。

【入所待ち児童※の数】

R3年12月1日入所にかかる選考終了時点。
地区の区分けは利用希望の第1順位の園の所在地による。

(人)

	御殿場	原里	富士岡	玉穂	印野	高根
0歳児	44	26	20	12	8	8
1・2歳児	55	25	11	7	4	5

※入所待ち児童とは…特定の園のみを希望していることなどにより、国が定義する「待機児童」には該当しないが、保育所等への入所を希望しているものの入所できていない児童。

この表から、御殿場地区においては、0歳児が44人、1・2歳児が55人の児童が入所待ちとなっている状況であり、計画と実態が大きく乖離していることが分かります。

御殿場地区は特にニーズが多い地区であり、希望の地区の園に入れないという児童が多数いる状況となっています。

市としては、今回の申請施設を認可することで、入所待ち児童の減少を図りたいものです。

地域型保育事業の設置認可について

<認可申請の内容(予定※)>

※現在、市と事業者で事前協議を進めておりますが、協議により内容が変更となる場合があります。

申請の内容

項目	内容	備考
事業開始予定日	令和4年10月1日	
事業所名	スクルドエンジェル保育園 御殿場西田中園	
事業の種類	小規模保育事業A型	
設置者・代表者	Hand in Hand(株) 代表取締役 高島 雄一	
施設所在地	御殿場市西田中500-10	御殿場地区
認可・利用定員	19名(0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名)	
開所日	月～土曜日(祝日、年末年始を除く)	
開所時間	7:00～19:00	平日、土曜
施設の概要	敷地面積:935㎡ 鉄骨造1階建て 建築面積:168.72㎡	新築
職員配置	施設長:1人 保育士:常勤3人、非常勤5人 調理員・栄養士:2人 嘱託医:1人 嘱託歯科医:1人	
備考	駐車場は隣地のスタディ進学塾と併用	

申請の内容

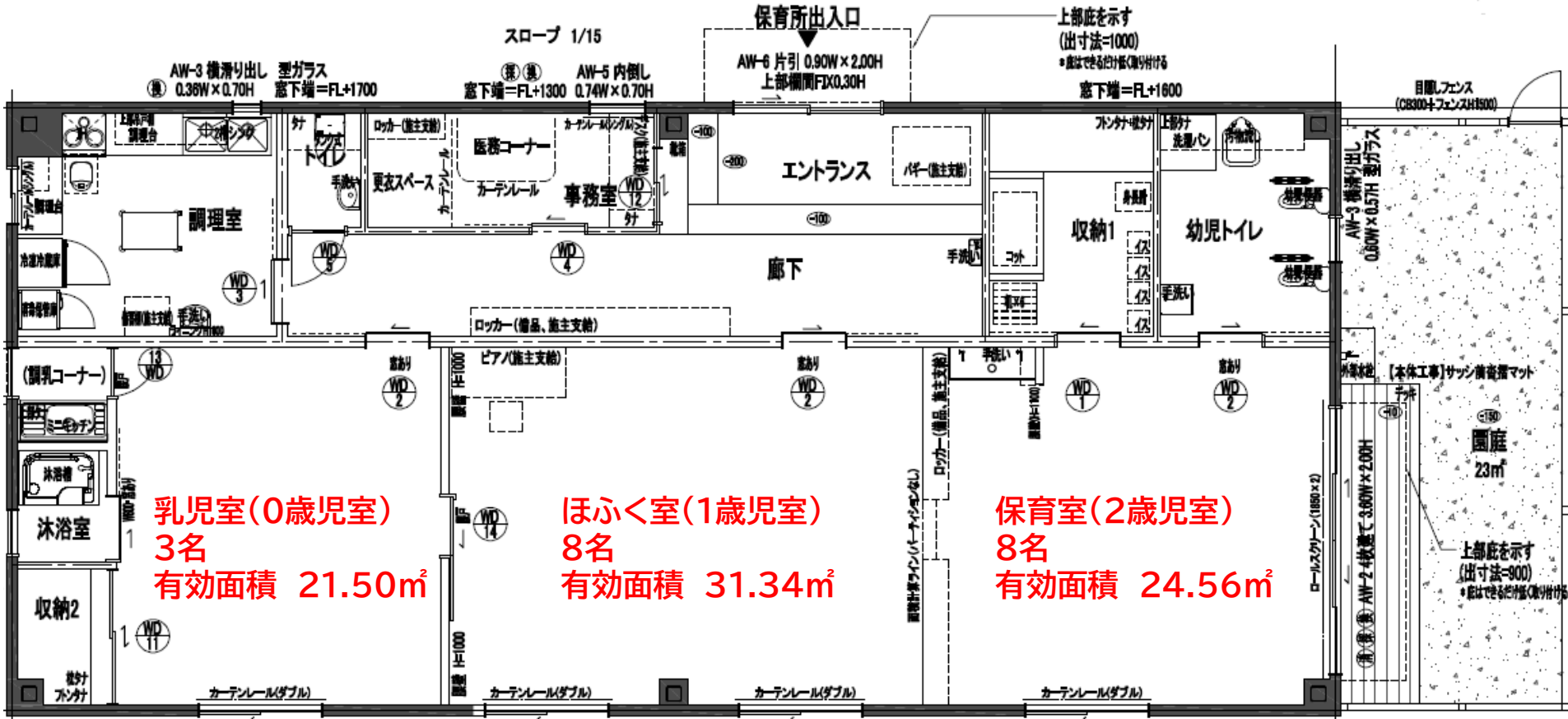
<位置図>



高根学園保育所脇の道を西側に進んだ場所で、「スタディ進学塾」の隣接地に設置予定です。屋外遊戯場は青色で示した横町公園を設定します。

申請の内容

<平面図>



0歳児室から2歳児室が並列で並んだ配置です。園庭が建物の隣に配置されますが、こちらの園庭は屋外遊戯場としての面積基準に満たないため、屋外遊戯場は近隣の横町公園を設定します。

設備・運営基準の適合状況

項目		基準	スクルドエンジェル保育園御殿場西田中園	適否
食事の提供		自園調理による提供が原則	施設内の調理室で自園調理により提供	○
設備	乳児室	9.9㎡以上(3人×3.3㎡)	21.50㎡	○
	ほふく室	26.4㎡以上(8人×3.3㎡)	31.34㎡	○
	保育室・遊戯室	15.84㎡以上(8人×1.98㎡)	27.69㎡	○
	屋外遊戯場	52.8㎡以上(16人×3.3㎡)	242㎡ ※横町公園を代替地として使用	○
職員配置		・乳児3人に対し職員1.0人 ・1～2歳児16人に対し職員2.6人 ・その他1人 - 計4.6人 ➡(小数点第1位を四捨五入) 必要保育士合計5人以上	常勤保育士:3人 非常勤保育士:5人 ➡非常勤の勤務時間を常勤の勤務時間に 換算すると、常勤2.25人分 配置保育士合計 <u>5.25人</u> (常勤換算後)	○
保育時間		8時間開所	12時間開所	○
連携施設	保育内容の支援	連携施設を設定すること (保育の内容の支援、代替保育の提供は必須。卒園後の受け皿のみ設定しないでも可。)	幼保連携型認定こども園 ぶらんこ (R4年4月開園)	○
	代替保育の提供		幼保連携型認定こども園 ぶらんこ (R4年4月開園)	
	卒園後の受け皿		なし	

利用定員の設定

利用定員とは、子ども・子育て支援法第27条第1項において定められた給付費(委託費)の単価水準を決めるためのものです。市は、施設の運営等が基準に適合しているか精査し、給付による財政支援の対象とすることを確認を行います。その際に、事業者と市で利用定員の設定を行います。利用定員の設定をする際には、子ども・子育て会議で意見を聴く必要があります。

スクールエンジェル保育園御殿場西田中園を認可するにあたっては、下記の通り利用定員の設定を行います。

【利用定員の設定】

園名	利用定員	3号認定			2号認定			1号認定		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
スクルドエンジェル保育園 御殿場西田中園	19	3	8	8						

＜参考＞幼稚園や保育園、認定こども園などの施設の利用希望する場合は、市から認定を受ける必要があります。認定には、1号から3号認定までの3つの区分があります。

認定区分	給付の内容	利用施設
【1号認定】(3歳以上:保育の必要性なし) 満3歳以上で、教育のみ希望する場合	教育標準時間	認定こども園(教育部分) 幼稚園
【2号認定】(3歳以上:保育の必要性あり) 満3歳以上で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により保育を希望する場合	保育短時間 保育標準時間	認定こども園(保育部分) 保育所
【3号認定】(0～2歳以上:保育の必要性あり) 満3歳未満で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により保育を希望する場合	保育短時間 保育標準時間	認定こども園(保育部分) 保育所 小規模保育等

今後の予定

日程	スクルドエンジェル保育園 御殿場西田中園
令和4年9月	建物完成
令和4年9月	認可申請 ➡ 認可
令和4年9月15日	10/1利用開始の入園受付締め切り
令和4年9月16日以降	随時途中入園受付
令和4年10月1日	開園